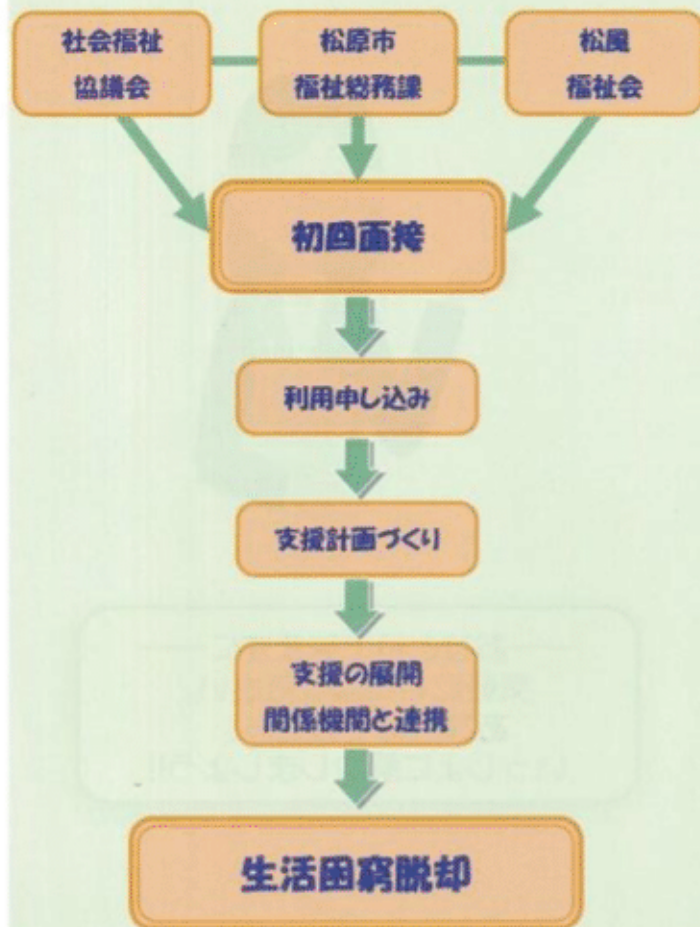


## ～日常生活での悩み、不安、心配～

みなさん、日常生活において、さまざまな問題を抱えておられると思います。一人で問題を抱えずに、対人援助の専門家に相談してみませんか。



新たなセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法に基づき平成27年度から、生活困窮者の総合的な支援がはじまりました。

## ◆生活困窮者自立支援制度◆

まず、自身の困難な問題について、お気軽にご相談ください。

- ・家庭や心身、就労の問題などによりいろいろな悩みを相談員がていねいに対応します。
- ・困難な内容の問題などは、適切な対応ができる専門機関へつなぎます。
- ・直接来所出来ない場合には、相談員が家庭訪問をして対応します。

アウトリーチ  
対応

あなたに必要な支援が、適切かつすぐに提供できるように、計画を立て対応いたします。

- ・あなたの抱えている課題を評価・分析します。
- ・あなたの意志を尊重しながら、自立に向けた支援が計画的に行われるようにプラン（自立支援計画）をつくります。

自立のために一緒に目標に取り組みましょう。

- ・あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援します。
- ・一人ひとりの状況に合わせて、継続した支援を実施いたします。

## =寄り添い型支援=

### ●専門相談支援

- ・ご自宅への訪問や関係機関への同行など「寄り添い型支援」を提供します。
- ・相談の内容によっては、法律の専門家などにもおつなぎします。

### ●支援調整会議

- ・一人ひとりにあった支援方針を決定するとともにその支援の状況をそのつど確認します。



### ●自立

- ・「支援調整会議」で一人ひとりにあった支援方針を決定し、それに基づいて「寄り添い型支援」を提供いたします。相談される方が、社会的経済的自立するまで見守ります。

### ●アフターケア

- ・再度、日常生活を送る上で、困難な状況に陥った場合には、「自立後のアフターケア」をそのつど開始します。

